

I

(1) 地方自治の本旨の意義について、住民自治、団体自治を中心に説明することが求められる。

(2) 行政法総論上の基本事項である「行政上の即時強制（即時執行）」についての理解度を問う問題である。行政上の即時強制の概念、具体例、行政上の強制執行との異同、立法時に即時強制の採用が許される場合、法律の根拠の要否等について論じることが求められる。

II

ツイッター上に投稿された前科に関わる情報の削除に関する憲法上の問題について問うている。まず A の前科がプライバシー権（13 条）として保護されるか論じた上で、ツイッター投稿者の表現の自由、投稿閲覧者の知る権利、ツイッター社のインターネット上における情報流通の基盤としての重要な役割など、ツイッター社側の表現の自由（21 条 1 項）との比較衡量を行う必要がある。その際、A が県議会選挙の立候補者として「公的立場」である点、最高裁 2017 年〔平成 29 年〕1 月 31 日決定民集 71 卷 1 号 63 頁などの関連する判例を踏まえ、多角的に論じることが求められる。

なお題材は、最高裁 2022 年（令和 4 年）6 月 24 日判決裁判所HPである。

III

行政法総論上の基本事項である「行政行為（行政処分）の概念」、とりわけ「申請に対する処分」（行政手続法 2 条 2 項・3 項を参照）と「届出」（同条 7 項を参照）の異同についての理解度を問う問題である。旅館業法 3 条 1 項に基づく営業の許可の仕組みと住宅宿泊事業法 3 条 1 項に基づく営業の届出の仕組みの異同について、実質審査（法令上の審査基準）の有無、応答義務の有無等に着目して検討した上で、C の行為を住宅宿泊事業に関する営業不許可処分と捉えることが許されるか、さらに、許されないとすれば、A 社は取消訴訟以外にどのような法的手段をとることが考えられるかを論じることが求められる。